

## 新しい民生委員・児童委員を紹介

民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要に応じて支援を行うボランティアです。

3年間の任期満了に伴う民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、新たに89人が厚生労働大臣から委嘱されました。

生活の心配ごとや困りごとなどがありましたら、お気軽に相談ください。

▶任期＝令和元年12月1日～令和4年11月30日

☎社会福祉課社会福祉班 ☎0475(70)0330 ※敬称略



▲地域の方から「いつも見守り活動をしていただけて感謝しています」との声が寄せられています。

地区	氏名	担当地区	地区	氏名	担当地区
大網	飯塚 正則	小西.養安寺	山辺	水島 陵子	季美の森南3丁目.5丁目
大網	長井 澄子	南町(西部)	山辺	山田 幸代	南玉.池田
大網	安田 淳	南町(東部)	山辺	長田 美和子	山辺地区(主任児童委員)
大網	鈴木 久江	本宿.新宿	山辺	板倉 浩子	山辺地区(主任児童委員)
大網	小笠原 資子	新田	増穂	土屋 恵子	富田南.富田北
大網	原嶋 禮子	笹塚	増穂	小倉 二枝江	星谷
大網	関谷 光行	浜宿(西)	増穂	高橋 美重子	南飯塚
大網	白石 定男	浜宿(東)	増穂	高木 美智子	弥幾野(西部)
大網	蔭山 絹子	仏島	増穂	木田 進	弥幾野(東部)
大網	堀 一夫	堀畑.竹ノ下.北ノ谷.道塚	増穂	竹内 幸恵	弥幾野(南部)
大網	加養 武彦	前島.長峰.宮谷	増穂	倉持 律子	南横川(南).(北)の一部
大網	堀江 かづみ	みどりが丘1丁目	増穂	北田 直子	南横川(北)の一部
大網	大塚 正枝	内谷.みどりが丘2丁目	増穂	小口 敏子	北飯塚
大網	武田 尚子	みどりが丘3丁目	増穂	永野 和子	わらび台
大網	渡邊 慶子	みどりが丘4丁目	増穂	東原 久代	柿餅.柳橋の一部
大網	矢部 春美	九北.新堀.双葉区	増穂	星野 八千代	北横川.上貝塚
大網	加藤 利一	福田	増穂	若林 益裕美	富田東
大網	鳩川 八重子	大網地区(主任児童委員)	増穂	碓井 泰博	木崎
大網	石田 千江子	大網地区(主任児童委員)	増穂	石井 正充	柿餅の一部.柳橋(東部)
瑞穂	大村 賢三	永田区2区.ながた野1丁目	増穂	大木 啓二	柿餅の一部.柳橋(西部)
瑞穂	野村 一郎	永田区4区.ながた野1丁目	増穂	板倉 幸子	清名幸谷(南).(北)
瑞穂	白石 勝信	ながた野2丁目	増穂	原 正子	上谷新田
瑞穂	吉田 和美	宮崎.小中	増穂	松本 美幸	増穂地区(主任児童委員)
瑞穂	星見 和子	平沢.萱野.砂田.神房	白里	野老 一輝	北吉田.桂山.九十根
瑞穂	半田 晴男	駒込7区.みずほ台1丁目(東)	白里	吉田 貞子	長国.下ヶ傍示
瑞穂	齊藤 政枝	みずほ台1丁目(南)	白里	市東 令子	清水.細草6区
瑞穂	駕谷 良子	みずほ台2丁目(北)	白里	石田 いち子	細草7区
瑞穂	安部 有輝子	みずほ台3丁目	白里	片岡 久江	細草8区
瑞穂	内山 眞美子	みずほ台2丁目(南)	白里	齋藤 幸男	南今泉1区.2区
瑞穂	内山 佐智子	駒込15区(東部)	白里	八角 榮子	南今泉三南
瑞穂	内山 操	駒込15区(西部)	白里	根本 美英子	南今泉三中
瑞穂	片岡 茂紀	駒込15区(南部)	白里	小倉 浩	南今泉三北
瑞穂	今井 隆男	経田.みやこ野マンション	白里	内山 眞次	北今泉南汐浜
瑞穂	本間 誠一	みやこ野1丁目.2丁目	白里	田村 一幸	北今泉中汐浜
瑞穂	笠原 八重子	大あみハイツ	白里	市東 眞理子	北今泉北汐浜
瑞穂	瀧本 和美	瑞穂地区(主任児童委員)	白里	糸日谷 正	北今泉5区(東)
瑞穂	鈴木 慶子	瑞穂地区(主任児童委員)	白里	上代 幸夫	北今泉5区(西)
山辺	安井 與喜久	金谷1区.旧駅前	白里	内山 珠代	四天木9区.10区
山辺	佐瀬 幸一	大竹	白里	高中 幸子	四天木下谷.下浜
山辺	沖田 いく子	金谷2区.4区.餅ノ木	白里	片岡 孝	四天木日の本.中浜
山辺	板倉 政雄	金谷3区.金谷5区.沓掛	白里	紅谷 三喜男	四天木妙見
山辺	黒川 綾子	季美の森南1丁目	白里	高山 義則	四天木堀川.南浜原.新栄
山辺	小池 秀雄	季美の森南2丁目(西部)	白里	鈴木 恵子	白里地区(主任児童委員)
山辺	加藤 朋久	季美の森南2丁目(東部)	白里	四之宮 英美子	白里地区(主任児童委員)
山辺	西野 恵美子	季美の森南4丁目			

## 児童扶養手当を受給されている方へ

～1月は児童扶養手当の支払期～

現況届を提出し、認定された方および令和元年10月中旬に新規で認定された方は、1月10日(金)に2か月分(令和元年11月分・12月分)、11月中旬に新規で認定された方は1か月分(令和元年12月分)の手当が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書(オレンジ色)に記載してある金融機関の口座にてご確認ください。

☎子育て支援課児童家庭班

☎0475(70)0331

## 他の健診を受けた方へ 健診結果の提示にご協力を

大網白里市国民健康保険では、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査を実施しています。

結果を市に提出していただくようご協力をお願いします。

対象者の中で、昨年の4月1日以降に勤務先の健康診断を受けた方や、治療中などにより定期検査を受けている方等で「特定健診」と同等の項目を実施している方は、その

提出をお願いする理由  
・提出いただいた結果を保存し、他の健診受診者の結果と併せて保健事業に活用します。  
・保健事業の充実により、健康寿命の延伸を目指しています。  
・健診結果を提供いただくことで、市の特定健診受診率が

上がり医療費の適正化や、国民健康保険税の上昇の抑制に繋がります。

▼対象  
・国民健康保険に加入している、当該年度3月31日時点で40歳から74歳の方  
・当該年度に勤務先の健康診断を受けた方や、市の健診(集団・個別)以外で検査を

## お薬手帳を持ちましょう

「お薬手帳」とは、過去に病院等で処方された薬の記録をまとめるための手帳です。薬の重複服用を防いだり、副作用やアレルギー歴等の情報を知らせることで、適切な治療につなげることが出来ます。また、正確な情報を提供するために、お薬手帳は一冊に

▼提出するもの  
①健診結果の写し  
②受診票(紛失等によりお手元に無い場合は、市民課へ問い合わせください)  
▼提出方法  
市民課国保班  
☎0475(70)0334

## あんとんねえさ 「九十九里地域認知症家族の会」in大網白里市

認知症の方を介護されている方同士で、介護の悩みや困っていることなどを語り合ってみませんか。認知症カフェでは認知症の方の参加も歓迎しています。市外在住の方も

「カフェかきつばた」  
▼内容  
認知症の個別相談、参加者同士の交流  
▼対象  
認知症の方(疑いを含む)を介護している方  
※個別相談を希望される方は予約制となります。希望

されない場合は事前連絡の必要はありません。  
☎0475(70)0439  
☎0475(70)1093  
在宅介護支援センター  
おおあみ緑の里  
☎0475(73)5146  
在宅介護支援センター杜の街  
☎0475(70)1666

## 認知症講演会を開催

詳細はかかりつけの調剤薬局にご確認ください。  
◆ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう  
ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て、別の会社が同じ主成分、効能で作った薬です。薬の研究開発費

認知症医療に関する正しい知識の普及啓発推進のため、認知症サポーター医による講演会を開催します(申し込み不要)。  
▼日時  
11月30日(木)14時～15時30分  
▼会場  
保健文化センター3階ホール  
▼内容  
認知症なんてこわくない

「認知症の予防について」  
医療法人社団優仁会ポプ  
▼参加費  
無料  
▼対象  
一般市民  
▼地域包括支援センター  
☎0475(70)0439

## ねんきんナビ

～新成人の皆さんへ～20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代のみinnで支える制度です。若いときに公的年金に加入して保険料を納めることで、「年をとったとき」、「病気やケガで障害が残ったとき」、「家族の働き手が亡くなったとき」に年金を受け取ることができます。

### ◆ポイント

#### ①将来の大きな支えです

国民年金は、20歳から60歳まで加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営し、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ②老後のためだけではありません

国民年金は、年をとったときの「老齢年金」のほかに、病気や事故で障害が残ったときに受け取れる「障害年金」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け

取れる「遺族年金」があります。

### ◆学生納付特例制度と納付猶予制度

#### ▶学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ▶納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎千葉年金事務所 ☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336